

平成31年4月11日
監査委員決定

平成31年行政監査（システム監査）実施計画

地方自治法第199条第2項に基づき、平成31年行政監査を次のとおり実施する。

1 監査のテーマ

都における情報システムの内部統制のあり方について

2 監査の目的

国においては、政府C I O（注1）を中心に、府省庁の縦割りを打破して「横串」を通すことにより、政府一丸となって各種施策の推進に取り組んでいる。とりわけ、情報システム（以下「システム」という。）については、クラウド化・統廃合を通じた運用コストの削減により生じた節減分を電子行政の付加価値を高める投資に活用するなど、成果を上げている。

都においては、平成31年度から発足した戦略政策情報推進本部に、総務局が担ってきた都におけるI C T利活用の推進業務を移管し、「総務事務センター（仮称）」の開設による業務の集約や、A I（人工知能）やR P A（注2）などの新しい技術を各局に普及させることなどによって、都庁のI C T化による業務の効率化を目指している。

都庁のI C T化を進める上でシステムは欠かせないものとなっていることから、こうした状況も踏まえ、システム投資の有効性やシステム運用の効率性等について確認し、システムに係る内部統制（以下「システム統制」という。）のあり方を検証するため、平成29年から3年間の計画でシステム監査を実施してきた。

平成29年は、都のI C T中央管理部門である総務局を対象に監査した結果、都庁全体を通じて情報資産を把握している部署が存在しないことから、今後、全庁を通じた連携の強化などの取組によりシステムの最適化を図る必要があることが判明した。

平成30年は、システム統制が内部統制として有効に機能しているかを監査した結果、都では総務局が知事部局等に対して行うもののほか、その他の局が自ら行うものを含めて、複数のシステム統制の枠組みがあり、中には不十分な点を含むものもあることが判明した。

これらのことから、各局等が情報共有や意見交換を行うなど、全庁横断的に内部統制の品質を向上させる取組が行われているかについて、国や民間企業等の事例も踏まえて、検証を行う必要がある。

更には、I o T（注3）やA Iなど、I C Tを活用した都民サービス向上の取組に対する全庁横断的な統制の状況についても検証していく。

このため、平成31年においては、「都における情報システムの内部統制のあり方について」をテーマとして行政監査を実施し、将来に向けて、全庁横断的な視点から、システム統制のあり方につい

て提言する。

(注1) 政府C I O : 内閣府に設置される内閣情報通信政策監。C I OはChief Information Officer (最高情報責任者) の略

(注2) Robotic Process Automation : 認知技術 (ルールエンジン・機械学習・人工知能等) を活用した業務の効率化・自動化の取組

(注3) Internet of Things : パソコンやスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットでつながること

3 監査の観点

- ・ システム統制の仕組みは適切なものとなっているか
- ・ 全庁横断的にシステム統制の品質を向上させる取組はなされているか
- ・ I C Tを活用した都民サービス向上の取組に対する全庁横断的な統制はなされているか

4 監査期間

平成31年6月3日 (月) から平成32年1月30日 (木) まで (講評を含む。)

5 監査対象局及び選定理由

- ・ 戦略政策情報推進本部
都のI C T中央管理部門として、主に知事部局を対象としたシステム統制を所管しているため
- ・ 交通局及び東京消防庁
戦略政策情報推進本部によるシステム統制の非対象局であり、自らシステム統制を実施しているため

6 監査手法

- ① 戦略政策情報推進本部については、これまでの監査結果を踏まえ、システム統制の仕組みや都庁全体を見据えたシステム統制のあり方について検証する。
- ② 交通局及び東京消防庁については、自ら行っているシステム統制の状況を検証する。
- ③ 国、地方自治体、民間企業など、多様な部門を統合したシステム管理を行っている組織の内部統制の先駆的な事例を調査し、都のシステム統制の現状と比較検証する。

7 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、講評後速やかに行う。